

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令について（概要）

令和 6 年 5 月
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

1. 概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 65 号。以下「番号利用法等の一部改正法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（以下「番号利用法」という。）の一部改正等に伴う命令の一部改正を行うものである。

2. 改正内容

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成 26 年総務省令第 85 号）の一部改正

① 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正関係

- （ア）国外転出者等に対する電子証明書の発行に当たり、申請時に申請者が提出する書類を定めるとともに、国外転出の届出に併せて行う電子証明書の再発行手続においては照会書兼回答書の提出を不要とすることとする。
- （イ）住所地市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長以外の市町村長を経由した電子証明書の発行の申請をすることができる事情を定める。
- （ウ）電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として、利用者証明検証者の使用に係る電子計算機において、個人番号カードが有する機能により真正

な個人番号カードであることを確認するとともに、当該確認は対面等において利用者による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の送信を確認できる状況等で行うこととする。

(エ) 市町村長が利用者証明用電子証明書の暗証番号の初期化の申請の受付及び利用者証明利用者の確認に係る事務を地方公共団体情報システム機構に委託することができることとする。

② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正関係

(ア) 個人番号の提供を受ける際の本人確認措置において用いる写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類について、「氏名及び出生の年月日又は住所」が記載されているものであることを要件の一つとしているところ、国外転出者については、それに代わり「戸籍の附票に記載された氏名及び出生の年月日」が記載されているものであることを要件の一つとする。

(イ) 国外転出者に係る住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置について、個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報（当該者の個人番号に係る情報に限る。）及び機構保存附票本人確認情報の提供を受けることとする等の措置を規定する。

③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部改正関係

国外転出者向け個人番号カードについて、有効期間満了日の1年前から再交付の申請を行うことができることとするほか、附票管理市町村長等が暗証番号の設定を行うことができることとする。

④ その他所要の規定の整備

3. 施行期日

令和6年5月27日